

サプライチェーン上の人権課題

KNOWTHECHAIN 2020年 ICTベンチマーク

日本企業結果

ビジネスと人権リソースセンター 日本プログラムコーディネーター
佐藤 暁子

KnowTheChainは、**企業と投資家が国際的なサプライチェーンにおける強制労働のリスク**について理解し、対応するためのリソースです。

ベンチマークは、**強制労働のリスクが高い3部門**を評価します。

- 情報通信技術 (ICT)
- 食料・飲料
- アパレル・フットウェア

強制労働とは

「ある者が処罰の脅威の下に強要され、かつ、右の者が自ら任意に申し出たものではない一切の労務を指します。処罰とは、監禁、暴力による威嚇やその行使、労働者が職場の外に自由に出ることの制限を含みます。脅威とは、被害者の家族に危害を加える旨の脅迫、不法就労者の当局に対する告発、最終的に賃金が支払われるとの期待の下に労働者を職場に留める目的で行われる賃金不払を含みます。労働者に賃金又はその他の報酬が提供されていることは、必ずしもそれが強制労働でないことを示すものではありません。」@ILO

日本企業に関連する法規制

義務的な透明性

UK Modern Slavery Act

- Modern Slavery Registryに日本企業63社からのステートメントが公表
- KTC ICT調査：28日本企業を含む国際的企業100社が報告する義務を持つ
- KTC 2020：全ICT企業13社が報告する義務を持つ

カリフォルニア州サプライチェーン透明法:
ICT企業13中6社が報告する義務を持つ

[豪州 現代奴隷法]

義務的なデュー・ディリジェンス

米国貿易円滑化・貿易執行法

欧州を中心に規制強化

- 企業（Ericsson含む）、投資家が規制導入を支援
- EUコミッショナー、2021年に法案提出を発表

→ 欧州・米国で事業活動している日本企業への影響が想定

ICT企業における強制労働リスク

- 社会的弱者
 - 学生や移民、女性労働者
- 搾取的な採用活動
 - 斡旋料
 - パスポート没収
- サプライチェーン下層における強制労働リスク
 - 生産（中国、マレーシア）
 - 資源（3TG）
- 新型コロナウイルス

ある調査によると、ベンチマークされた企業の25%以上が強制労働を利用している中国工場から調達している。

（日本企業4社を含む）



マレーシアの電子機器企業では、斡旋料として4～5ヶ月分の給与（約1,000米ドル）を払わなければならない労働者たちがいた。

（日本企業1社を含む）

新型コロナとICTサプライチェーン 労働者への影響

新型コロナ禍により、グローバル・サプライチェーンの多くの労働者が強制労働リスクが高まっている

- 過度な時間外労働 (人手不足により)
- 賃金の支払い停止 (生産停止)
- 代替的な生計手段を持たない脆弱な労働者の不当な扱い

適正な労働条件、生活環境が重要

- 労働者: 失業また/及び賃金の不安定化で生計手段を失う危険
- 企業: 劣悪な住環境や密集した労働環境と交通利用によりコロナ感染拡大、工場の閉鎖

レスポンシブル・ビジネス・アライアンス (RBA) 調査:

わずか35%の工場のみが仕事に戻れない労働者に賃金を払っている

ベトナムの電子機器工場で働く労働者:

「労働者の給与は...基本賃金の約50~60%相当です...複数の工場は閉鎖になり、...1~3ヶ月の無給休暇を実施しています...労働者はソーシャルディスタンス拡大戦略により故郷に戻ることができません。また、米や食料品も買えず、家族に送ってもらっています。」

企業選択

選択基準

- 株式公開法人
- 企業規模(時価総額)
- 自社ブランドの電気製品から相当な利益を取得

企業数

- 2020年: 60社
- 2018年: 40社/2016年: 20社

地域範囲

- アジア: 日本企業13社を含む24社
- 欧州: 8社
- 北米: 28社

2020年導入ベンチマーク手法： 指標フルセットVS指標サブセット

- 指標フルセット: 49社
- 指標サブセット: 11社

ベンチマークテーマ

「国連 ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく

1. コミットメントとガバナンス
2. トレーサビリティとリスクアセスメント
3. 調達行動
4. 採用活動
5. 労働者の声
6. モニタリング
7. 救済措置

調査資料と企業エンゲージメント

ベンチマーク関連データ

- 企業ホームページに公開されている英語資料
- 企業開示の補足情報
- 第三者が公開した強制労働についての申し立て
- マルチステークホルダーもしくは業界のイニシアティブ参加には好評価

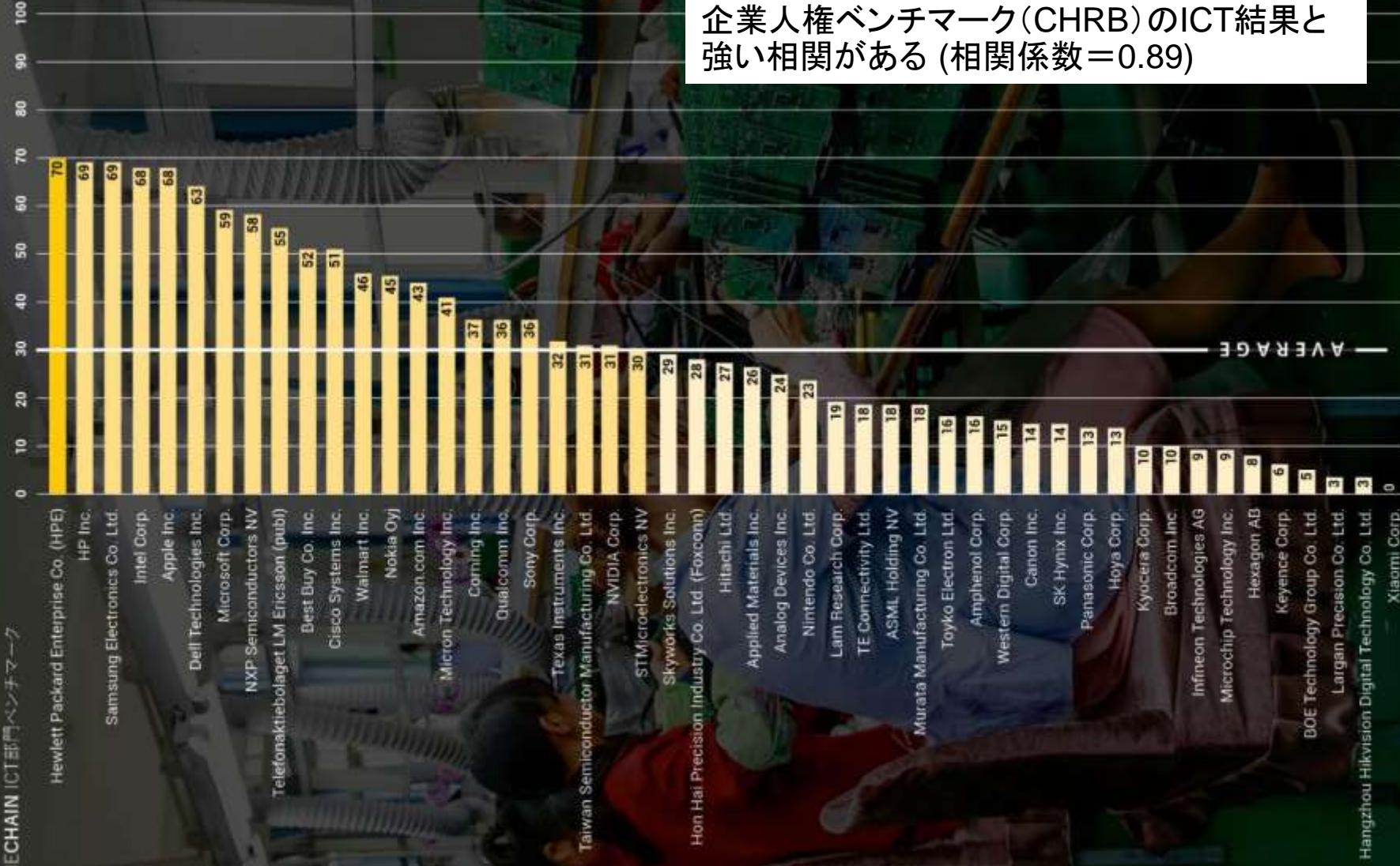
企業とのエンゲージメント

3ヶ月以内に企業が補足情報を公開

	公式なエンゲージメント	非公式なエンゲージメント	エンゲージメント無し
グローバル	50% (38%補足情報を開示)	27%	23%
日本	62% (46%補足情報を開示)	15%	23%

A photograph of a worker in a mining or quarry setting, carrying two large woven baskets filled with yellow material on a shoulder pole. The worker is shirtless and wearing dark pants and green socks. The background shows a rocky, hilly landscape. The image is overlaid with a semi-transparent blue filter.

ICT企業はどのように強制労働 に対応しているのか



企業人権ベンチマーク(CHRB)のICT結果と強い相関がある (相関係数=0.89)

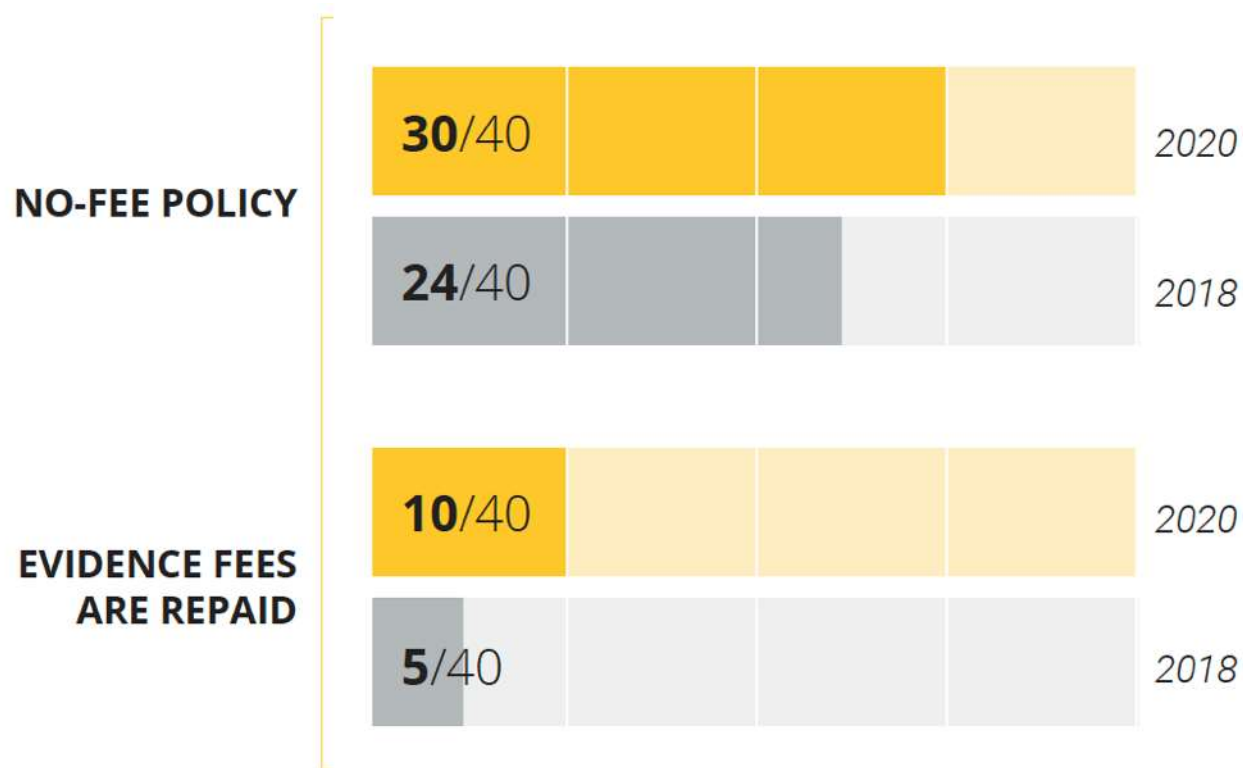
グローバルベンチマーク

ベンチマーク結果：世界ランキング

- 4分の3以上の企業は**100点中50点以下**を獲得。部門平均は**100点中30点**。
- **採用活動**：49社中36社（73%）はサプライチェーンで労働者が斡旋料を払うことを禁止する方針を設けている。
- **方針と実行のギャップ**が根強い：わずか13社のみが斡旋料の払い戻しを行っており、根本的に防ぐための包括的なプロセスを開示する企業はいない。
- **労働者の声**：最も点数が低かったテーマ。よりよい労働条件を求めるためにサプライチェーンの労働者が結社及び団体交渉を自由に行えるのを確かにするに関しては、各社0点獲得。

2018年からの進展

全7テーマにおいて一定の進展が見られる。「採用活動」が最も進展があり、「労働者の声」が最も進展が遅れている。

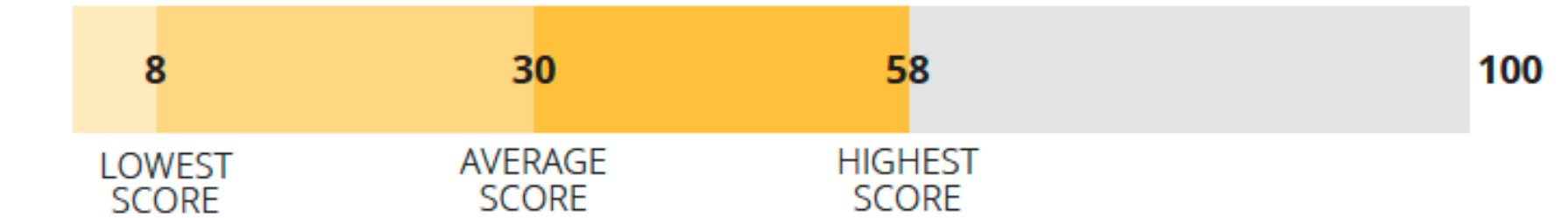


地域スコア

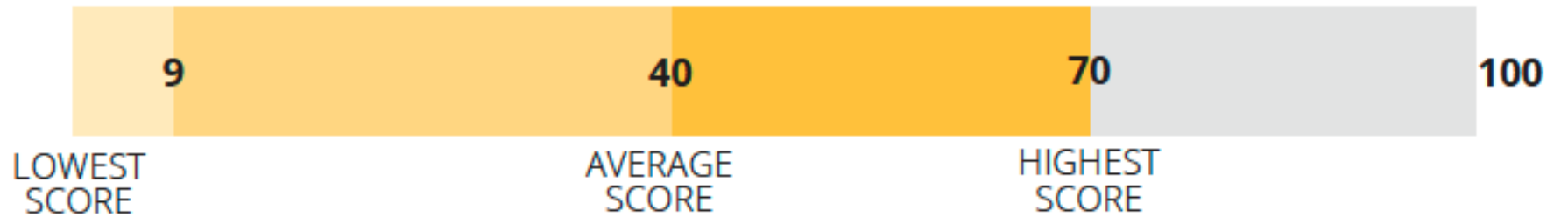
ASIA



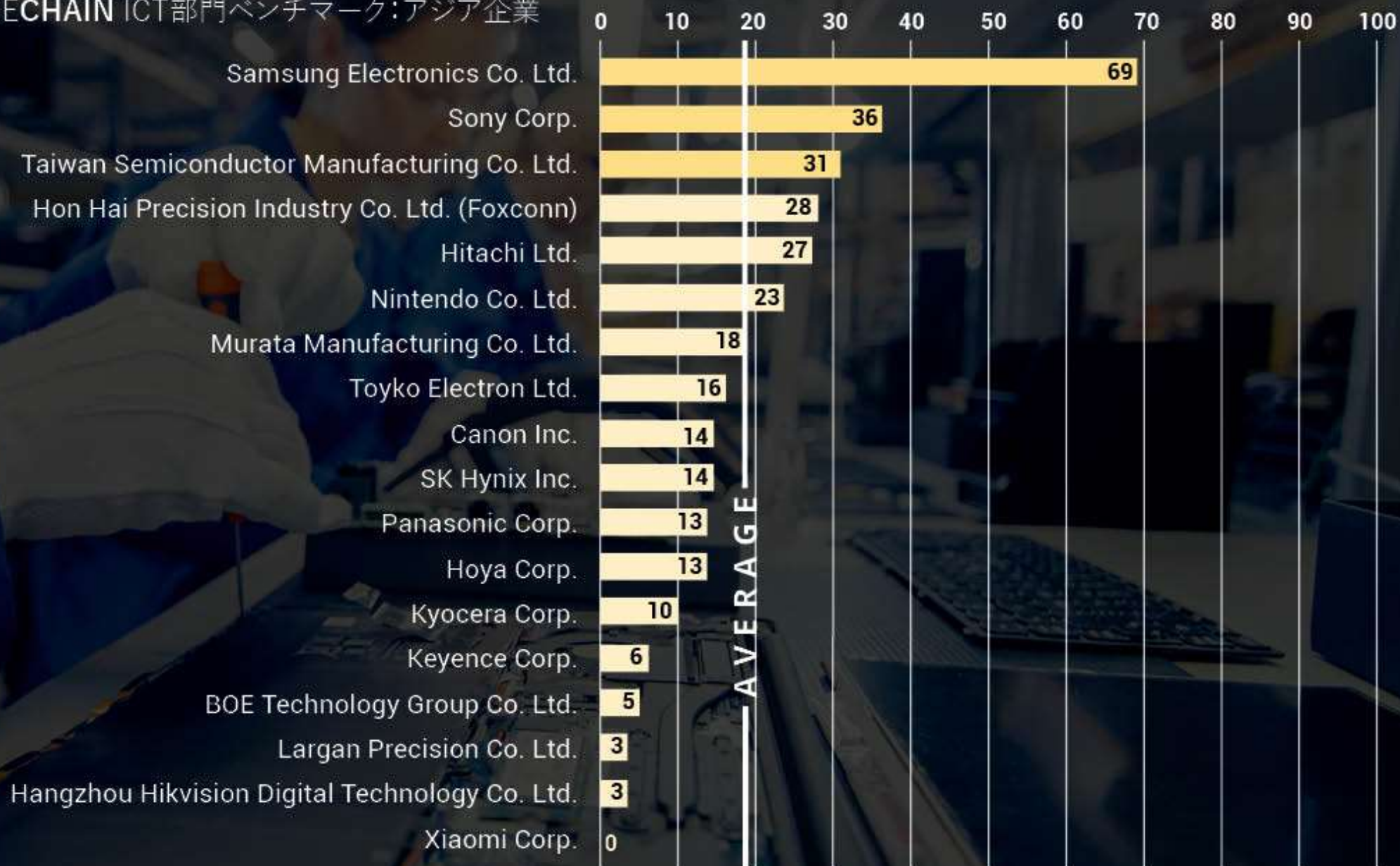
EUROPE



NORTH AMERICA



2020年KNOWTHECHAIN ICT部門ベンチマーク:アジア企業



2020年KNOWTHECHAIN ICT部門ベンチマーク:日本企業



2020年KNOWTHECHAIN ICT部門ベンチマーク:日本企業



ICT分野の日本企業の平均

一般的に開示する	一般的に開示しない
強制労働を禁止するサプライヤー行動規範	ILO中核的労働基準4分野の尊重を求めるサプライヤー行動規範(結社の自由を含む)
強制労働に関する社内研修	強制労働方針に関するサプライヤー研修
強制労働にかかわるリスク 評価を取り入れるサプライヤー選定プロセス	強制労働について現地ステークホルダーとの連携・エンゲージメント(労働組合、労働者団体など)
サプライチェーンの労働者が斡旋料を支払うことを禁止するサプライヤー行動規範	斡旋料の支払いを禁止する施策を講じている証拠
サプライヤーの労働者が利用できる苦情処理 メカニズム	労働者が苦情処理メカニズムを認識し、利用している証拠

日本企業における改善

- 2018年と2020年の同年にベンチマークされた日本企業8社のうち6社には何らかの改善が見られた
- キヤノン
 - レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）に加入
 - 下層サプライヤーがサプライヤー行動規範を尊重することを求める基準を導入
- 任天堂
 - サプライチェーンにおける斡旋料を禁止する方針を公開
 - 雇用契約をサプライチェーンの労働者の母国語で作成することを要求
 - 強制労働に関連する方針について責任を持つチームに関する情報を開示

日本企業の事例

- **調達行動**：パナソニックはサプライヤーとの取引基本契約書に人権と強制労働を取り扱っていることを公開している。
- **採用活動**：東京エレクトロンは、RBA行動規範バージョン6.0を採用したことを公開している。同方針では、労働者は斡旋料やその関連費用の支払いを要求されるべきではないこと、またそのような費用は労働者に払い戻されるべきであることが述べられている。
- **労働者の声**：キャノンはサプライヤーCSRガイドラインにおいて、人権、労働、および強制労働を含むサプライチェーンの問題に関する懸念を持つ人は誰でも、一般公開されているウェブサイト上の「CSR活動へのご意見ページ」を使用できると述べている。報告された内容に基づいて調査を行う旨も書かれている。
- **モニタリング**：任天堂は、同社のサプライヤー監査には、労働者の雇用契約や給与明細の確認、労働者のプライバシーが確保される状況で労働者の母国語で行う面談、そして製造施設や寮の点検が含まれることを開示している。
- **救済措置**：HOYAは、サプライヤー行動規範の実行および施行のための委員会を設けていると公開している。委員会で受理された苦情は、社内の関連する事業部門と協力して対処されると述べている。

苦情申し立て

- 日本企業3社を含む14社がサプライチェーンの強制労働に関する公になっている申し立ての対象になっている
- 中国、マレーシア、台湾、タイ
- サプライチェーンの下層で起きた件もある

申し立てが最も多い社はパナソニック（3件）

ENGAGE WITH AFFECTED
STAKEHOLDERS 1 /14

REPORT OUTCOMES
OF REMEDY 3 /14

REPORT IF REMEDY
WAS SATISFACTORY
TO VICTIMS 1 /14

KNOWTHECHAIN資料

投資家向け英語資料:

<https://knowthechain.org/resources/investors/>

日本語資料: ベンチマーク手法と調査結果

<https://knowthechain.org/translations/>

問い合わせ

- Chisato Sakamoto: sakamoto@business-humanrights.org
- Felicitas Weber: weber@business-humanrights.org
- Akiko Sato: sato@business-humanrights.org

